

～令和4年4月1日からすべての事業者が義務化の対象です～

# パワハラ防止法対策セミナー

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

この法律に基づく職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日からすべての事業者に義務化されます。

今回のセミナーでは法律の内容を理解していただくとともに、中小企業がどのように対応する必要があるのか説明します。

## 【セミナーの内容】

1. パワハラ防止法とは
2. 事業主の義務
3. パワハラの6類型
4. パワハラの裁判例

## 【講師】

わたなべたかひで

**渡辺栄英 氏**

神奈川働き方改革推進支援センター アドバイザー  
特定社会保険労務士

## ●日 時

令和4年3月28日(月)  
15:00～16:30

## ●場 所

小田原箱根商工会議所 2階 大会議室  
ZOOMによるオンライン参加も可能です

●定 員 100名(定員になり次第締め切り)

●受講料 無料

■主 催：小田原箱根商工会議所

■共 催：神奈川働き方改革推進支援センター

## ●お申し込み・お問い合わせ

小田原箱根商工会議所(担当：樋口・小林)

TEL:0465-23-1811 FAX:0465-22-0877

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場では、手指の消毒、マスク等の着用をお願いいたします。
- 体調に不安のある方、風邪等の症状、発熱、味覚・嗅覚の異常がある場合は、来場をご遠慮いただき、資料請求など担当までお電話にてお申し付けください。

## パワハラ防止法対策セミナー申込書 (FAX:0465-22-0877)

期日：令和4年3月28日(月)

場所：小田原箱根商工会議所 2階 大会議室または ZOOM

事業所名		参加者名	
事業所在地	〒		
電 話		F A X	
E-mail		オンライン参加	希望する ※○で囲んでください。

ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、受講者名簿として管理いたします。